令和７年第４回奥州市農業委員会総会

議　事　録

（令和７年３月25日）

奥 州 市 農 業 委 員 会

令和７年第４回奥州市農業委員会総会議事録

令和７年３月25日（火）午前９時25分
奥州市役所　講堂

第１　会期の決定

第２　議事録署名委員の指名

第３　諸般の報告

第４　議事

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について

報告第２号　農地法第18条第６項の規定による合意解約の通知について

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第２号　贈与税の納税猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査について

議案第３号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第５号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第７号　農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第８号　奥州市農業委員会事務局規程の一部改正について

出席委員（23名）、欠席委員（１名）

１　鈴木　洋一	２　八重樫　章	３　浅野　輝夫
４　松戸　正雄	５　千葉　英宏　　（欠席）	６　鈴木　喜一
７　福田　貴徳	８　千葉　房志	９　佐々木　生子
10　阿部　成明	11　菅原　利宏	12　小原　松光
13　植松　郁男	14　千葉　孝治	15　髙橋　浩幸
16　紺野　弘行	17　菊地　隆文	18　三浦　正幸
19　高橋　義典	20　小澤　靖	21　岩渕　壽子
22　家子　洋子	23　星　洋子	24　伊藤　周治

事務局職員

事務局長		井面　宏
事務局長補佐		佐々木　治彦
農業振興係	係長	菅野　伸
	主事	小原　朋世
農地係	係長	佐藤　茂樹
	上席主任	村上　真紀
	上席主任	工藤　紀洋
	主事	佐々木　翔琉

開会　午前９時 31 分

議　　長　　ただいまより、令和７年第４回奥州市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出委員は、５番、千葉英宏委員です。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第 29 条第１項の規定に基づき、藤原保之推進委員、髙橋司推進委員、岩渕修推進委員、小野寺英大推進委員に出席を求めております。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議　　長　　日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定されました。

議　　長　　日程第２、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、19 番、高橋義典委員、20 番、小澤靖委員の２人を指名いたします。

議　　長　　日程第３、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長　　それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和７年２月 17 日から３月 16 日までの主な内容をご報告申し上げます。２月 18 日、第２回運営委員会を開催し、第２回総会の付議議案について審議いたしました。２月 21 日、第１回農業振興専門委員会を開催し、現地研修を行っております。２月 25 日、令和７年第２回総会を開催し、農地案件 12 件について、審議、決定いたしました。３月６日、前沢認定農業者協議会通常総会に伊藤会長が臨席しております。３月７日、令和７年第３回総会を開催し、農地案件１件について、審議、決定いたしました。

３月 12 日、阿部恒久前会長が先般受賞された農林水産大臣表彰について市長への報告が行われました。この際、伊藤会長及び星会長職務代理者が同席しております。同日、奥州市認定農業者協議会通常総会に伊藤会長が臨席しております。３月 14 日、江刺新稲作運動推進協議会が主催する令和６年度水稲総合生産コンクール褒賞授与式が開催され、伊藤会長が臨席のうえ、本農業委員会会長として表彰状を授与し、併せて副賞を贈呈しております。以上でございます。

議　　長　　以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第４、議事に入ります。

報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐藤農地係長。

係　　長　　今月の報告件数は、相続による所有権の取得が 26 件、時効による所有権の取得が１件の合計 27 件です。委員会へのあっせん希望は番号３の１件です。番号３について、姉体地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。水沢地域担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となるのが、番号３、番号 10、番号 18 の３件です。以上、ご報告します。

議　　長　　報告第１号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

（「議長」の声あり）

議　　長　　６番、鈴木喜一委員。

６番委員　　番号８が時効取得ということでしたが、私、勉強不足でわからないので、この時効取得について教えてください。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐藤農地係長。

係　　長　　時効取得についてですが、登記簿上、名義人が所有者として明示されているんですけれども、それ以外の人がその土地をずっと持ち続けて、一定の要件を満たせば、その人の土地になるという民法上の制度ということになります。具体的に申し上げますと、ある土地について所有者以外の人が、ここの土地を占有しているんだという意思表示がしっかりあること、平穏かつ公然と占有していること、

客観的に見て 10 年若しくは 20 年前から占有していること、これらが認められれば、その土地は書き物上の所有者ではなく、遡って占有していた人のものになります。この場合、所有権の移転が発生するわけではなく、その人がそのまま占有していたことになりますので、農地法第３条による許可とかが発生しないで、整然と権利が取得されている形で、３条の３の届け出の対象となっております。以上の説明でよろしかったでしょうか。

議　　長　　よろしいでしょうか。

６番委員　　はい。

（「議長」の声あり）

議　　長　　22 番、家子洋子委員。

22 番委員　　はい。22 番、家子洋子です。今、時効取得ということで、私もこれどうなのかなあと思って気になってました。時効取得になる決め手というのは、農業委員会が確認をしてＯＫするというものなんでしょうか。あと、この方の持ち分が３分の１ということなので、残りの３分の２は元々の方が、それは私のだからということで、そのまま持ってらっしゃるんでしょうか。教えてください。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐藤農地係長。

係　　長　　ただいまのご質問、まず１点目につきましては、農業委員会ではなくて裁判所となります。先ほどお伝えした、占有の意識をちゃんと持って使っていること、そして、客観的な根拠が認められて、あなたが本来の所有者なんだよということで、裁判所の方で認められた内容となっております。また、２点目につきましては、今回は非常に珍しいケースだと思っております。この土地はＡさん、Ｂさん、Ｃさんの３人の共有だったんですが、Ｃさんの持ち分についてＡさんの時効取得が認められ、ＡさんとＢさんの持ち分に変わったという感じです。詳細については、こちらでも分かりかねます。以上です。

（「議長」の声あり）

議　　長　　22 番、家子洋子委員。

22 番委員　　はい。耕作放棄地にならないで管理されてるということは、いいことですので。どうもありがとうございます。

議　　長　　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　質問なしと認め、報告第１号を終結いたします。

議　　長　　報告第２号、農地法第 18 条第６項の規定による合意解約の通知についてを議題

といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐々木主事。

主　　事　　今月の報告件数は26件です。解約の理由は、労力不足による解約９件、貸し換えのための解約６件、耕作者死亡による解約３件等となっております。以上、ご報告します。

議　　長　　報告第２号について報告説明が終わりましたが、本報告につきましては、議席番号13番、植松郁男委員が番号20に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号20を除き質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　質問なしと認め、報告第２号については、番号20を除き終結いたします。

次に、番号20に係る質問に入ります。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、13番委員の退席をお願いします。

（午前９時44分　退席）

議　　長　　番号20について質問がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　質問なしと認め、報告第２号の番号20については終結いたします。

13番委員の退席を解除します。

（午前９時45分　着席）

議　　長　　議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐々木主事。

主　　事　　今月の案件は、所有権の移転が29件、賃貸借権の設定が６件、使用貸借権の設定が５件の計40件です。番号１は、負債整理のため総額17万円で売買するものです。番号２は、経営規模縮小のため総額110万円で売買するものです。番号３は、高齢化のため総額24万5,200円で売買するものです。番号４は、隣接地取得のため贈与を受けるものです。番号５は、規模拡大のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額５万1,276円です。番号６は、新規就農のため金額４万8,870円で売買するものです。草刈り機、耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け

予定です。番号７は、隣接地取得のため金額５万円で売買するものです。番号８は、労力不足のため金額５万円で売買するものです。番号９は、労力不足のため金額 50 万円で売買するものです。番号 10 は、新規就農のため金額３万 7,000 円で売買するものです。草刈り機を所有しているほか、管理機を導入予定で、自家用野菜を作付け予定です。番号 11 は、規模拡大のため総額５万円で売買するものです。番号 12 は、高齢化のため贈与するものです。番号 13、番号 14 は、期間満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。番号 13 は引き続き年金を受給するために再設定するものですが、番号 14 は年金の受給に関係のない農地になります。年金の手続き上、同じ案件に含むのは適当ではないことから、案件を分けて付議しているものです。番号 17 は、労力不足のため金額 12 万円で売買するものです。番号 18 は、労力不足のため金額 60 万円で売買するものです。番号 19 は、規模拡大のため総額 15 万円で売買するものです。番号 20 は、隣接地取得のため金額７万 5,000 円で売買するものです。番号 21 は、労力不足のため金額１万 6,128 円で売買するものです。番号 22 は、規模拡大のため金額 12 万円で売買するものです。番号 23 は、負債整理のため総額 70 万円で売買するものです。番号 24 は、労力不足のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は総額２万 4,906 円です。番号 25 は、労力不足のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は金額 8,148 円です。番号 26 は、規模拡大のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額４万 9,320 円です。番号 27 は、労力不足のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額 12 万 6,100 円です。番号 28 は、規模拡大のため使用貸借権を設定するものです。番号 29 は、隣接地取得のため金額 55 万円で売買するものです。番号 30 は、新規就農のため総額 100 万円で売買するものです。譲受人は２年間の研修で農作業の技術を身に付けており、市が定める認定新規就農者として今回営農を開始する予定です。トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機を所有しており、水稲、大豆を作付け予定です。番号 31 は、規模拡大のため総額 13 万 3,720 円で売買するものです。番号 32 は、新規就農のため金額 45 万 8,100 円で売買するものです。県外から移住予定で、購入する宅地に付帯する農地を併せて買い受けます。耕運機、草刈り機を導入予定で、自家用野菜を作付け予定です。番号 33 は、高齢化のため金額１万円で売買するものです。番号 34、番号 35 は、労力不足のためどちらも金額 20 万円で売買するものです。番号 36 は、隣接地取得のため贈与するものです。番号 37、番号 38 は、経営規模縮小のため贈与するものです。番号 39 は、規模拡大のため贈与を受けるものです。番号 40 は、労力不足のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額 10 万円です。以上、40 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件につ

いて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　議案第１号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「議長」の声あり）

議　　長　　17 番、菊地隆文委員。

17 番委員　　17 番、菊地です。以前にも、こういった案件の際に確認したことあるんですけども、今日の案件の申請理由の中に「高齢化のため」というのがだいぶ出ています。案件自体には問題がなく異論もないんですが、22 番の譲受人から、個人的に農地を探してくれないかという話を私自身が受けているんですよ。この話は近場ということで受けているので、そのための売買であろうとは考えるんですけども、このように高齢化とされてしまうと、後でこの方の案件が出た際に「あの時、高齢化っていう話だったよね」と異論が出るといった、後の審議に影響しなければいいなということで確認です。事情は以前にも確認しました。限られた項目の中から選んでるという話でした。ただ、これを高齢化のためとすることに疑問を感じましたので、改めて確認したいと思います。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐々木主事。

主　　事　　はい。ただいまの質問にお答えします。譲渡人が高齢化のためということで、今回議案に載っています。こちらは窓口で、各分室の職員が本人から聞き取りした上で、この理由にしているものです。先程お話があったような状況であるのであれば、この高齢化のためという理由はちょっと適切なものでなかったのかなと思います。ちょっと、分室と申請者に改めて確認してみようと考えております。以上です。

議　　長　　いかがですか。

17 番委員　　はい。内容的には理解してるので、本人に確認するまでもなく、今後、この方っていう記憶が残ってれば疑問に持たれる可能性もあるんで、疑問に持たれないような形で今後進めていただければということで申し上げました。改めて本人の確認が必要だということで申し上げたわけではございません。

議　　長　　よろしいですか。

はい。ほかにありませんか。

（「議長」の声あり）

議　　長　　21 番、岩渕壽子委員。

21 番委員　　32 番の案件ですけれども、県外の方が譲り受けております。何歳位の方で、ど

ういうものを作ってやっていくのか、分かればお願いします。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐々木主事。

主　　事　　ただいまの質問にお答えいたします。まず、譲受人の年齢ですが、41歳の方になります。自家用野菜を作付するということだったんですけれども、詳細に何を作付するかと言いますと、トウモロコシ、トマト、ナス、枝豆を作付すると営農計画書に記載があります。以上です。

議　　長　　よろしいですか。

21番委員　　了解しました。

（「議長」の声あり）

議　　長　　22番、家子洋子委員。

22番委員　　家子です。この32番の方、わざわざ県外から来てくれるということで、こういう方々が市外から新しく入ってくれば人口も増えますし、農地も耕していただけると思います。こういう方々がどんどん入ってきてもらえれば、本当に農地を大事にしてくれると思うんですが、このＰＲの仕方っていうんですか、何故ここに来たのか、奥州市を知ったきっかけっていうのが分かると、今後も奥州市の農業の何かのＰＲの仕方に繋がるのかなあと思います。この方がここを選んでいただいたっていうことに興味があります。お分かりならば教えてください。プライバシーに関わることなので、ほどほどで結構です。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐々木主事。

主　　事　　はい。今回の番号32の案件なんですけれども、こちらは空き家バンクの案件になっておりまして、今回、空き家を購入して奥州市に移住するにあたって、そこに付帯する農地を買い受けるというものです。なぜ移住に至ったかというところまでは、申し訳ありませんが、ちょっと伺っておりません。いずれ、今回農地を購入して移住するきっかけになったのは、空き家バンクということになります。以上です。

議　　長　　よろしいですか。

22番委員　　今後も増えるといいと思います。ありがとうございます。

議　　長　　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第１号は、原案のとおり許可と決定されました。

議　　長　　議案第２号、贈与税の納税猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐々木主事。

主　　事　　今月の申請は２件です。納税猶予の適用を受けている期間中は、贈与税の申告期限から３年目ごとに、税務署に猶予を継続して受けたい旨の届出をする必要があります。その届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予の適用を受けている農地について、令和７年２月 25 日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。２件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　　議案第２号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第２号は、証明願のとおり決定されました。

議　　長　　議案第３号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐藤農地係長。

係　　長　　今月の案件は、賃借権の設定２件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定等を受けると同時に、借受人へ同じ賃借権の設定を行うものです。転貸に関しては、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項第４号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項に規定する各要件を満たしていると考えます。また借受人が認定農業者であることを併せて確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　議案第３号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第３号は、原案のとおり決定されました。

議　　長　　議案第４号、農用地利用集積等促進計画作成の要請についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐藤農地係長。

係　　長　　今回の案件は２件です。いずれも既に農地中間管機事業により貸借権が設定されていた農地でしたが、耕作者の変更に伴い再配分するために、貸借権移転に係る農用地利用集積等促進計画を定める必要があります。本市においては地域計画策定前の状況であるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農業委員会から農地中間管理機構に対して計画作成の要請を行おうとするものです。受け手の判断要件となる地域との調和要件等につきましては、書類等確認の結果、満たしております。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　議案第５号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第４号は、原案のとおり決定されました。

議　　長　　議案第５号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　　村上上席主任。

上席主任　　今月の案件は２件です。番号１は、居宅への進入路、庭を整備するものです。本件は追認案件ですので経緯の概要を説明します。当該地は、平成 24 年に宅地への進入路としてアスファルト舗装等の整備を行い、現在も利用しているところです。今回、宅地周辺の土地を確認する経過の中で、農地に進入路を整備していたことが判明いたしました。本来であれば現状復旧すべきところですが、農地を横断しないことには車両等の宅地への出入りができないことから、現状復旧とはせず許可権者と協議の結果、追認案件としてやむを得ないと判断され、農地転用許可を受けるよう指導したところ、転用申請がなされました。本件は補足説明資料にあるとおり、事前に申請されれば許可相当と判断し得るもので、今後は農地法及び関係法令を遵守する旨の始末書を関係者から提出され、十分に反省していることから追認はやむを得ないと考えております。番号２は、居宅への進入路を拡幅整備するものです。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。番号１を３月 10 日に高橋義典委員、髙橋司推進委員、番号２を３月 10 日に千葉孝治委員、岩渕修推進委員と、両日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号１は、申請内容のとおり居宅への進入路、庭木が整備されておりました。番号２は、畑として利用されているものと確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　　議案第５号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第５号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議　　長　　議案第６号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　　村上上席主任。

上席主任　　今月の案件は７件です。番号１は、売買により貸駐車場 14 台分を整備するものです。非農地を含む総事業面積は 458 ㎡です。番号２は、売買により自己住宅を整備するものです。番号３は、売買により宅地分譲６区画を整備するものです。番号４は、売買により太陽光発電設備を整備するものです。番号５は、売買により貸資材置き場を整備するものです。番号６、番号７は、売買により太陽光発電設備を整備するものです。番号７について、非農地を含む総事業面積は 1,297 ㎡です。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。番号１から番号３を、３月 11 日に三浦正幸委員、藤原保之推進委員、番号４、番号５を３月 10 日に高橋義典委員、髙橋司推進委員、番号６、番号７を３月 10 日に千葉孝治委員、岩渕修推進委員と、全日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号１は維持管理されていないようでしたが、転用の確実性が問題のない転用計画と判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。番号２は、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。番号３は、おととしまで米の作付けをしていたように確認いたしました。番号４は、維持管理されていないようでしたが、転用の確実性が問題のない転用計画と判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。番号５は、昨年まで稲の作付けを行っていたものと確認いたしました。番号６、番号７は、昨年まで稲の作付けを行

っていたものと確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　議案第６号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしと認めます。よって、議案第６号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議　　長　議案第７号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　村上上席主任。

上席主任　今月の案件は２件です。番号１は、昭和 52 年頃に居宅への進入路として整備して以来、宅地として利用しています。番号２は、平成６年頃に居宅への進入路及び庭を整備、隣接している山林と一体で植林し平成６年頃には山林化したものです。

続きまして、現地確認報告をいたします。番号１を、３月 10 日に高橋義典委員、髙橋司推進委員、番号２を３月 11 日に千葉英宏委員、小野寺英大推進委員と、両日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号１は、進入路の一部として利用されておりました。番号２は、進入路として利用されておりました。また、隣接している屋敷林と一体化した山林となっておりました。現地は全て証明願のとおりの現状で、農地以外の用途で利用され、20 年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　議案第７号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第７号は、証明願のとおり決定されました。

議　　長　　議案第８号、奥州市農業委員会事務局規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長　　佐々木事務局長補佐。

局長補佐　　今回の事務局規定の改正の趣旨でございますが、事務局、農業委員会事務局本庁の各係の業務及び分室の事務分掌の見直しに伴う規定の改正となります。改正の内容ですけども、事務局の各係及び分室の事務分掌を改めたもの、この場合は第４条から第６条の部分になります。施行期日は令和７年４月１日からとなります。新旧対照表、改廃文、改正後の事務局規定の案につきましては、事前に配付してございますので、朗読等は割愛させていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

議　　長　　議案第８号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第８号は、原案のとおり決定されました。

議　　長　　以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長　　皆さん、ご起立願います。

議　　長　　ご苦労様でした。

閉　会　午前10時20分